

星川駅周辺地区 バリアフリー基本構想

◆ 今後検討が必要な事項

(1) 建築物のバリアフリー

本基本構想では、生活関連経路から建築物の出入口に至るまでバリアフリー化された経路を確保することを目標として、建築物特定事業を位置づけています。

一方、建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替えや大規模な改修時などの機会をとらえて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要となります。

(2) 都市公園のバリアフリー

本基本構想で生活関連施設として設定している公園機能を有する保土ヶ谷へそ広場、星川グラウンドについては、今後、(仮称)星川中央公園(平成27年度供用開始予定)としての整備が予定されています。

公園整備の際には、バリアフリー新法に基づく基準・ガイドラインに沿った整備が求められるとともに、星川駅周辺地区の一体的なバリアフリー化のため、本基本構想で設定した生活関連経路との連続性を考慮した整備を検討することが必要です。

(3) 生活関連経路以外に配慮を要する経路について

生活関連施設に選定した「ほどがやカルガモの会」の前道路は、バス路線であるため車道幅員を一定程度確保する必要があり、歩道を設置するためには用地買収を伴う大規模な整備をする必要があることから、早期解決は困難です。このため、星川駅から同施設に至る経路の一部を生活関連経路として設定せず、「生活関連経路以外に配慮を要する経路」としてしています。

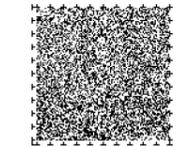
今後「ほどがやカルガモの会」に至るバリアフリー化された経路を確保するためには、将来的なまちづくり計画を検討する機会を捉えて、検討していくことが必要です。

(4) 特定事業等と連続立体交差事業等との整合について

星川駅周辺地区では、現在、連続立体交差事業および関連道路事業が進められています。当該事業は、星川駅周辺地区における核となる事業であり、本基本構想で設定した特定事業等の実施に際しては、当該事業と整合を図りながら、一体的に事業を進める必要があります。

このため、当該事業に影響を受ける特定事業等については、連続立体交差事業等の進捗にあわせて整備を検討することが必要です。

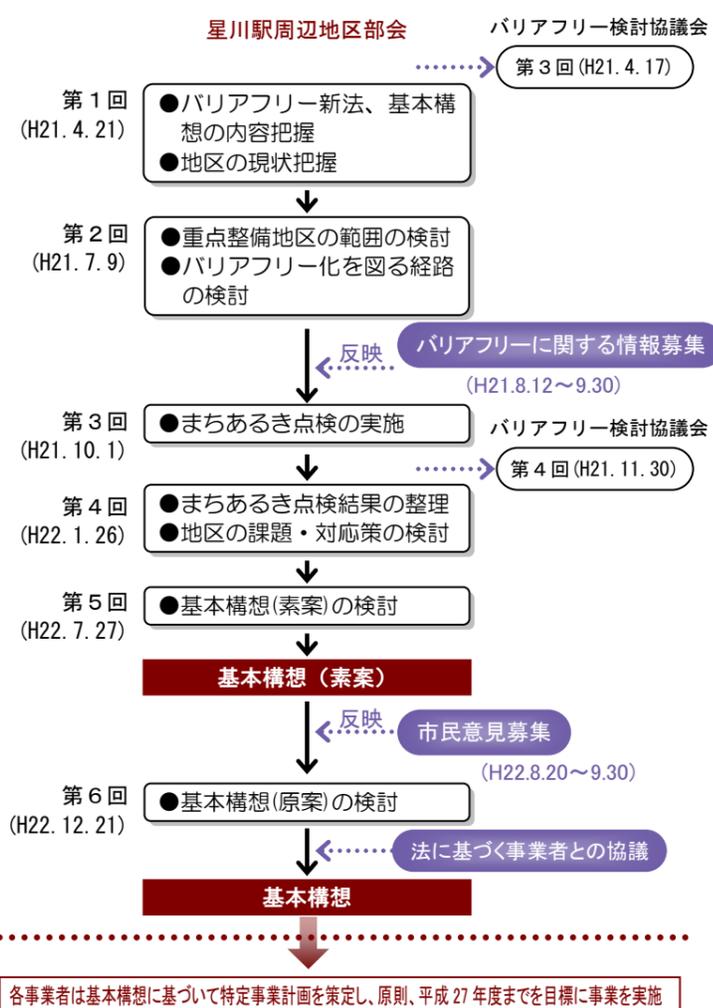
お問い合わせ先: 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-3800・4086, FAX:045-651-6527
Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp
保土ヶ谷区役所区政推進課 企画調整係
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 電話:045-334-6227, FAX:045-333-7945
Eメール: ho-kikaku@city.yokohama.jp



詳しくご覧になりたい方は、道路局企画課、保土ヶ谷区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。
ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/hoshikawa> 【検索キーワード: 星川 バリアフリー】

■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市バリアフリー検討協議会と星川駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



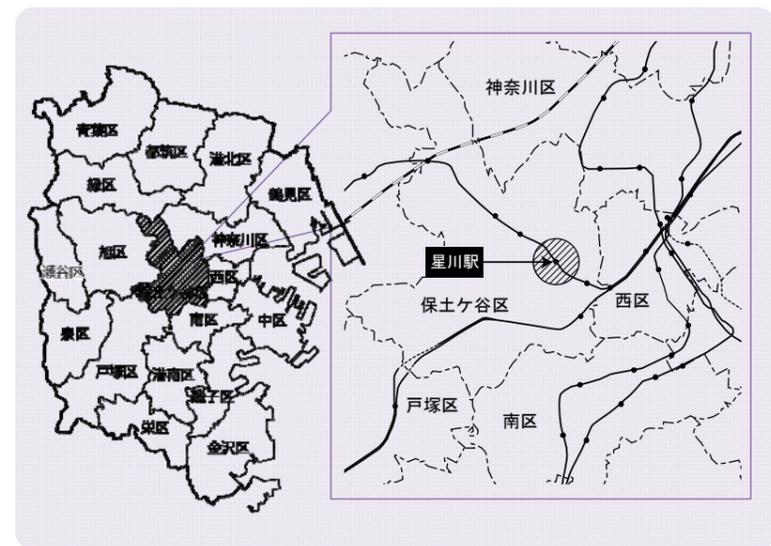
■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民のみならずにお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これまで8地区(関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンターの各周辺地区)を対象に基本構想を策定し、鉄道等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このたび、保土ヶ谷区の中心的地域として行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している星川駅周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



星川駅周辺地区の位置

■ 星川駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

星川駅からの徒歩圏と考えられる駅から概ね半径500mの範囲には、区役所、保土ヶ谷警察署などの公共施設や福祉保健活動拠点「複合施設かるがも」などの福祉施設、各種の大規模商業施設などが集積しており、保土ヶ谷区の区心部となっています。また、川辺公園、保土ヶ谷へそ広場などの公園も立地しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

バリアフリー新法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

- 公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進
 - 公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準(移動等円滑化基準)」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

- 重点整備地区のバリアフリー化の推進
 - 市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信

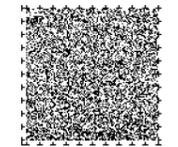
参考

号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

バリアフリー基本構想とは・・・

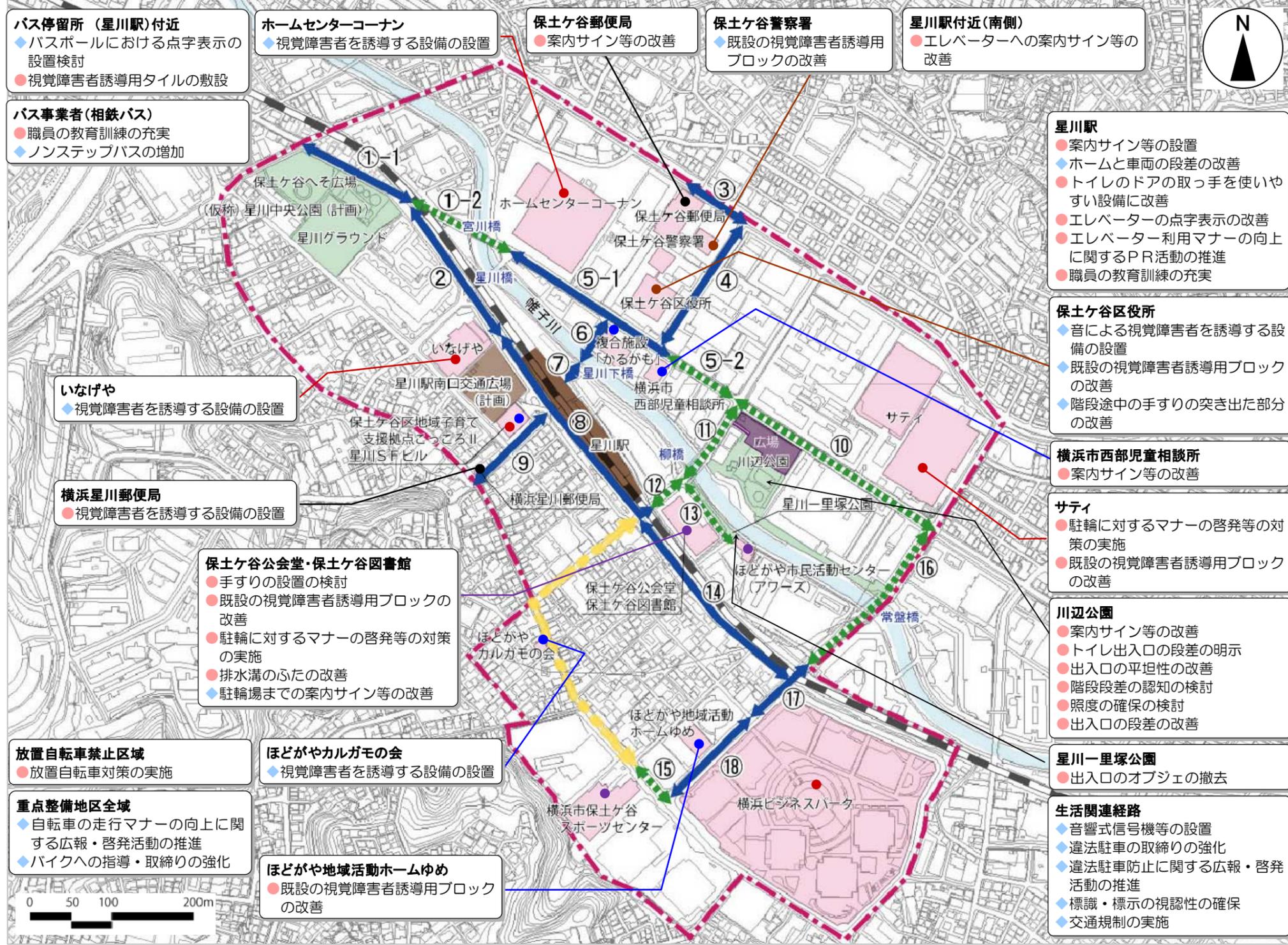
重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路(生活関連経路)、バリアフリー化のために実施すべき事業(特定事業等)の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容

- 経路①-1、経路②、経路⑧、経路⑭**
星川駅、星川駅南口交通広場(計画)
保土ヶ谷へそ広場・星川グラウンド
●バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施
- 経路①-2**
◆歩行空間の確保
●踏切部分の歩行空間の確保
- 経路③**
●既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
◆バリアフリーに適合した信号機への改良の検討
- 経路④**
●歩道面の平坦性の改善
●既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
●歩道と車道の段差の改善
●横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保
- 経路⑤-1**
◆歩行空間の確保
●歩道面の平坦性の改善
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 経路⑤-2**
●歩行空間の確保
●歩道面の平坦性の改善
- 経路⑧**
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
●踏切部分の歩行空間の確保
- 経路⑨**
●横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保
●車止めの色の改善
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
●歩道の平坦部の確保
- 経路⑩**
◆歩道の平坦部の確保
◆横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保
●既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
●照度の確保の検討
◆歩行者用青時間の延長の検討



バス停留所 (星川駅) 付近
◆バスポールにおける点字表示の設置検討
●視覚障害者誘導用タイルの敷設

ホームセンターコーナン
◆視覚障害者を誘導する設備の設置

保土ヶ谷郵便局
●案内サイン等の改善

保土ヶ谷警察署
◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善

星川駅付近(南側)
●エレベーターへの案内サイン等の改善

バス事業者(相鉄バス)
●職員の教育訓練の充実
◆ノンステップバスの増加

いなげや
◆視覚障害者を誘導する設備の設置

横浜星川郵便局
●視覚障害者を誘導する設備の設置

保土ヶ谷公会堂・保土ヶ谷図書館
●手すりの設置の検討
●既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
●駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施
●排水溝のふたの改善
◆駐輪場までの案内サイン等の改善

放置自転車禁止区域
●放置自転車対策の実施

ほどがやカルガモの会
◆視覚障害者を誘導する設備の設置

ほどがや地域活動ホームゆめ
●既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善

重点整備地区全域
◆自転車の走行マナーの向上に関する広報・啓発活動の推進
◆バイクへの指導・取締りの強化

生活関連施設

○高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。
主として、①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、②その施設へ至る手段が、主に星川駅からの徒歩によることという条件を満たす施設。

生活関連経路(A)

○法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

生活関連経路(B)

○地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。

凡例

重点整備地区の範囲

生活関連施設

- 駅・交通広場
- 建築物
- 行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- その他の施設
- 公園・広場等

生活関連経路

- 生活関連経路(A)
- 生活関連経路(B)
- 生活関連経路以外に配慮を要する経路
- ①~⑭ 経路番号

その他

- 平成27年度までを目標に整備する事業
- 今後機会を捉えて整備を検討する事業
- 主要な公園施設
- 主要な公園施設に至る経路